

2020年 8月 6日

九州電力株式会社

川内原子力発電所

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

特重施設の工事段階（使用前検査完了前）における教育と訓練の関係について

保安規定に定める重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練（以下、あらかじめ必要な教育訓練という）は、保安規定附則により1号炉及び2号炉の燃料装荷までに教育訓練を行う必要があるが、

特重施設の工事段階（使用前検査完了前）における教育と訓練の関係について以下に整理する。

○ 使用前検査完了前における教育と訓練の関係

教育は手順書や系統図面を用いて、SSCの要求事項や操作方法等の総合的な知識について机上学習を通じて理解・習得することであり、工事の各段階（計画、設置、試運転、検査）においても実施可能である。訓練は机上学習にて習得した知識の実効性（パフォーマンス）を検証する活動であるため、訓練で使用するSSCが設置完了していること、及びアクセスルートの確保が訓練実施の条件となる。特重施設要員は、事故時、に設置された操作盤による対応が大部分となることから、訓練は操作盤と同一設計された簡易シミュレータを用いた実働操作を行い、操作盤以外の現場対応については系統への悪影響を考慮し、現地へのアクセス後は模擬操作となる。操作時間を要する弁やダンパ等については、操作所要時間を評価し、模擬想定時間を設定後、訓練を行う。

なお、工事に大きな変更点（SSC設置場所変更等）があった場合は、必要に応じて教育訓練の有効性について再評価を行う。

○ 工事と教育訓練の関係図

各段階		時 期	
工程			
工事計画		[Blue bar]	
設置		[Orange bar]	
試運転		[Blue bar]	
検査（1号検査、適合性確認）		[Blue bar]	
あらかじめ必要な教育訓練	教育	保安規定施行 ▽	教育実施可能期間
	訓練		訓練実施可能期間

以 上